

# 白山市立北辰中学校PTA規約

## 第1章 総 則

- 第1条 本会は石川県白山市立北辰中学校PTAと称し、事務局を北辰中学校におく。
- 第2条 本会は次のことを目的として、教育を本旨とする民主的団体として活動する。
- 1 家庭，学校及び社会における生徒の福祉を増進する。
  - 2 民主教育の理解を深め，これを推進する。
  - 3 家庭と学校との関係を緊密にし，生徒の心身の健全な発達を促進する。
  - 4 生徒の生活指導と学習環境の整備を図る。
  - 5 社会教育，成人教育の振興に協力する。
  - 6 会員相互の教養を高め，親睦を図る。
  - 7 その他

## 第2章 会 員

- 第3条 本会の会員は，本校に在籍する生徒の父母又はこれに代わる保護者と，本校に勤務する教職員とする。
- 第4条 本会の会員は，本会の目的を達成するために相互に協力しあうものとする。

## 第3章 組 織

- 第5条 本会は会員のほか，次の組織をもって構成する。
- 1 役員会
  - 2 運営委員会
  - 3 総務部会，広報部会，生活指導部会，教養部会，学年部会（1年，2年，3年）
- 第6条 本会は適正な運営と効率的かつ効果的な活動を図るため，役員その他、学級委員，地区委員をおく。

## 第4章 役員及び会計監査委員

- 第7条 本会は次の役員をおく。
- |        |               |
|--------|---------------|
| 会 長    | 1名            |
| 副会長    | 4名以上（1名以上は女性） |
| 書 記    | 2名（教職員）       |
| 会 計    | 2名（うち教職員1名）   |
| 総務部長   | 1名            |
| 広報部長   | 1名            |
| 生活指導部長 | 1名            |
| 教養部長   | 1名            |
| 学年部長   | 3名（各学年1名）     |
- 第8条 本会には会計監査委員を若干名おく。

- 第9条 役員及び会計監査委員は、役員候補者指名委員会の推薦を受け、運営委員会で選出する。
- 第10条 役員及び会計監査委員の任期は1カ年とし、再選をさまたげない。
- 1 欠員が生じ、補充の必要があるときは役員会で候補者を推薦し、運営委員会の承認を得るものとする。
  - 2 補充のため選出された役員及び会計監査委員の任期は前任者の残任期間とする。
  - 3 役員及び会計監査委員の任期は、4月1日～翌年3月31日までとする。
- 第11条 本会に顧問をおくことができる。顧問は会長が委嘱する。
- 第12条 役員の仕事は次のとおりとする。
- 1 会長は本会を代表し、会務を統理執行する。
  - 2 副会長は会長を補佐し、会長が事故あるときはその代理を務める。
  - 3 書記は本会の議事を記録し、会務をつかさどる。
  - 4 会計は本会の会計事務を行い、会計監査委員の監査を経て、その収支決算を総会に報告する。
  - 5 各部長は部会を代表し、部会務を統理執行する。
- 第13条 会計監査委員は会計を監査し、その結果を総会に報告する。
- 第14条 顧問は会長の諮問にこたえる。

## 第5章 学級委員、地区委員、部会等

- 第15条 学級委員、学級長及び副学級長は学級ごとに次のとおり選出する。
- 学級委員……………会員の互選により3名選出
- 学級長、副学級長……………学級委員から互選により各1名選出
- 第16条 地区委員、代表地区委員の選出は次のとおりとする。
- 地区委員……………町内ごとに会員の互選により1～2名選出
- 代表地区委員……………地区委員の中から、林地区4名 館畑地区4名選出
- 第17条 部会には副部長1名、部書記1名をおき、その選出は次のとおりとする。
- 総務部会、広報部会、生活指導部会、教養部会……………部構成員で互選
- 学年部会……………学級長で互選
- 第18条 学級委員、地区委員及び学級長、副学級長、代表地区委員、及び各部の副部長、部書記の任期は1カ年とし、再選をさまたげない。
- 第19条 学級委員、地区委員等の仕事は次のとおりとする。
- 1 学級長は学級単位の行事を主導するとともに、学年部会及びその他の部会の事業運営に協力する。また、運営委員として運営委員会に出席し本会の企画・運営に協力する。
  - 2 副学級長は学級長を補佐し、学級長事故あるときはその代理を務めるとともに学年部会及びその他の部会の事業運営に協力する。
  - 3 学級委員は学級単位の行事を企画・運営するとともに、学年部会及びその他の部会の事業運営に協力する。
  - 4 代表地区委員は地区委員の代表として生活指導部会及びその他の部会の事業運営に協力する。また、運営委員として運営委員会に出席し本会の企画・運営に協力する。
  - 5 地区委員は生活指導部会の運営に協力するとともに、その他の部会の事業運営に協力する。
- 第20条 部会における副部長、部書記の仕事は次のとおりとする。
- 1 副部長は部長を補佐し、部長に事故あるときはその代理を務める。
  - 2 部書記は部会の議事を記録し、部会務をつかさどる。

## 第6章 総 会

策21条 総会は最高決議機関であって、毎年1回以上開き、会長がこれを招集する。総会に付議する事項は次のとおりとする。

- 1 前年度の事業報告
- 2 決算ならびに予算
- 3 当年度の事業計画
- 4 その他

第22条 総会の成立は会員の5分の1以上の出席をもってし、決議は出席会員の過半数の同意を必要とする。

第23条 運営委員会が必要と認めた場合、または会員の5分の1以上の要求があった場合には、会長は臨時総会を招集しなければならない。

## 第7章 役 員 会

第24条 役員会の構成は次のとおりとする。

- 役 員 16名  
校長、教頭及び若干名の教職員  
会計監査委員は、随時、役員会に参加できるものとする。

第25条 役員会の任務は次のとおりとする。

- 1 総会、運営委員会等に提出する議題及びその内容等の審議
- 2 部会活動の全体調整
- 3 その他必要な事項の審議

第26条 役員会は必要に応じて開催するものとする。

## 第8章 運 営 委 員 会

第27条 運営委員会の構成は次のとおりとする。

- 役 員 16名  
学級長 各学級1名  
代表地区委員（林地区、館畑地区各4名） 8名  
校長、教頭及び若干名の教職員

第28条 運営委員会は会長が招集し、議決は過半数による。

第29条 運営委員会の任務は次のとおりとする。

- 1 各部会によって立案された事業計画等の審議
- 2 総会に提出する議案の審議
- 3 委任された事務の処理
- 4 役員候補者指名委員会により推薦された役員及び会計監査委員の選任
- 5 その他必要な事項

第30条 運営委員会に役員及び会計監査委員選出のための役員候補者指名委員会をおく。

- 1 役員候補者指名委員会の構成は次のとおりとする。  
学年部長 3名  
運営委員（学年部長を除く） 3名

校長，教頭 2名

- 2 役員候補者指名委員長は指名委員で互選する。
- 3 役員候補者指名委員会は役員候補者を指名し運営委員会に推薦する。
- 4 役員候補者指名委員会の設置期間は任務が終了するまでとする。

第31条 運営委員会は特別の目的を遂行するために必要ある時は，特別委員会を設けることができる。

第32条 運営委員会は必要に応じて開催するものとする。

## 第9章 部会の構成及び任務

第33条 総務部会

- 1 部会の構成は次のとおりとする。

部長	1名
3年学年部長	1名
上記以外の役員	若干名
代表地区委員	3名
教職員	若干名

- 2 部会は心の教育連携活動，役員会活動にかかる事業のほか，いずれの部会にも属しない事業の企画・運営を行う。

第34条 広報部会

- 1 部会の構成は次のとおりとする。

部長	1名
上記以外の役員	若干名
学級委員	各学級1名
代表地区委員	2名
教職員	若干名

- 2 部会は広報「北辰」の発刊等P T A活動の広報及び情報公開にかかる事業の企画・運営を行う。

第35条 生活指導部会

- 1 部会の構成は次のとおりとする。

部長	1名
上記以外の役員	若干名
学級委員	各学級1名
地区委員	33名（年度により増減あり）
教職員	若干名

- 2 部会は生徒の校外における生活指導にかかる事業，及び，地区懇談会等の地域活動にかかる事業の企画・運営を行う。

第36条 教養部会

- 1 部会の構成は次のとおりとする。

部長	1名
1年学年部長	1名
2年学年部長	1名
上記以外の役員	若干名
学級委員	各学級1名

代表地区委員 3名  
教職員 若干名

2 部会は花壇の整備等の校内外美化活動、及び、家庭教育学級等の会員の研修にかかる事業の企画・運営を行う。

第37条 学年部会（1年，2年，3年の3部会）

1 各学年部会の構成は次のとおりとする。

部長 1名  
学級委員 各学級3名（学級長，副学級長，委員）  
学年担当教職員

2 各学年部会は学年懇談会，学級懇談会等の学年単位及び学級単位の活動にかかる事業の企画・運営及び学年単位の学校行事の協力，援助を行う。

第38条 部会は必要に応じて開催するものとする。

## 第10章 会 計

第39条 本会の経費は会費，その他の収入をもって充てる。

第40条 会費の額及び納入方法については総会において決める。

第41条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり，翌年3月31日に終わる。

第42条 本会の決算は会計監査委員の監査を経て，総会に報告され承認を得る。

## 第11章 補 則

第43条 本会の規約に定めていない事項については，運営委員会の決議をもって決める。

第44条 本規約は総会において出席者の3分の2以上の賛成によって改正することができる。

第45条 本規約の一部改正は，運営委員会において構成員の3分の2以上の出席をもって審議し，出席者の過半数の賛成によって改正することができる。

付 則 本規約は昭和59年4月1日より実施する。

昭和60年4月23日一部改正（第12条2）

昭和62年4月20日一部改正（第21条1）

平成 2年4月23日大幅改正

平成 8年4月19日一部改正（第8条）

平成12年4月25日一部改正（部会名称，人数等）

平成13年4月20日一部改正（運営委員会の議決権，人数等）

平成14年2月26日一部改正（役員構成と人数，学級委員数）

平成14年4月19日大幅改正（組織変更等）

平成15年2月27日一部改正（部長規定，役員数）

平成16年2月26日一部改正（前年度一部改正時の文章の不備の整備）

平成17年2月1日一部改正（名称変更等）

平成20年5月8日一部改正（付帯削除）

平成22年2月22日一部改正（副会長人数等）

平成26年4月25日一部改正（第9章 部会の構成）

平成30年2月15日一部改正（第4章 役員及び会計監査委員）

# 北辰中学校 P T A 内規

この内規は、社会事情の変化により実情に合わぬ時は役員会の協議により改正するものとする。  
この内規は、平成17年4月1日より実施する。

## 1 一般旅費（市P・県P派遣等）

- (1) 原則として実費支給
- (2) 宿泊のある派遣は別途考慮する。
- (3) 日当（弁当代）は500円とする。

## 2 慶弔内規

区 分	お見舞い	御香典	生花・弔電
P T A 役員	5,000円	10,000円	と ○
P T A 役員の実父母 (又は同居の義父母)		5,000円	
教職員	5,000円	10,000円	と ○
教職員の配偶者、実父母 (又は同居の義父母)		10,000円	と ○
P T A 会員		10,000円	と ○
生徒		10,000円	と ○

- (1) 役員が会葬する。
- (2) 会員・生徒が災害その他必要と認める事由が生じた場合は、その都度役員会で決定する。

## 3 表彰規定

### (1) 表彰基準

- ①役員として本会の発展に寄与した方
- ②本会の運営に尽力し、その功績が顕著であった方及び団体

- (2) 役員会の協議を経て決定し、総会において感謝状を贈り表彰する。ただし、事情によっては臨時にこれを行うことができる。

## 4 餞別（転職・退職）

教職員の在職1～3年は5,000円とし、その後2年ごとに1,000円増しとする。  
なお、P T A 役員・事務担当教職員の場合は若干考慮する。(5,000円程度)

<メモ>	1～3年	5,000円
	4～5年	6,000円
	6～7年	7,000円
	8～9年	8,000円

本内規は、平成24年1月17日より一部改正する。